

## 順天堂大学オープンアクセス方針

令和2年8月19日 学長・理事長裁定

### (趣旨)

- 1 順天堂大学は、本学に在籍する教職員等によって得られた研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することで、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 第1条(研究者の定義)」に規定する教職員等・学生等(以下「教員等」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
  - (1) 「順天堂大学学術情報リポジトリ」に登録する。
  - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
  - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
  - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

### (適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員等からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

### (リポジトリへの登録)

- 5 「順天堂大学学術情報リポジトリ」への登録により公開する場合、教員等は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「順天堂大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。